

川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市ディーゼル車対策事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第101条に掲げる自動車公害の防止に係る市の責務を果たすため、川崎市内の事業者による低公害車の導入を促進することにより、ディーゼル車排出ガス中の大気汚染物質の排出量を削減し、もって市民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ディーゼル車」とは、軽油を原動機の燃料として用いる検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 「低公害車」とは、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等、大気汚染物質や二酸化炭素の排出の少ない車をいう。
- (3) 「天然ガス自動車」とは、天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (4) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関（電動機又は油圧モーターに限る。）を原動機として搭載した検査済自動車のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。
- (5) 「バス」とは、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車をいう。
- (6) 「新車」とは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する陸運支局又は自動車検査登録事務所において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項の規定による新規登録を受ける自動車をいう。

(交付の対象等)

第4条 市長は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる要件に該当する事業を行う法人（以下「交付対象者」という。）に対し、当該事業を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として市長が認める経費（以下「助成対象経費」という。）の一部について、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、川崎市の他の助成金と重複しての交付は行わない。

- (1) 市内の事業者若しくは市内の事業者に自動車を貸与する自動車リース事業者が、新車の天然ガス自動車（貨物の運送の用に供するもの及びバスに限る。）を主に川崎市内で走行する目的として導入する事業
- (2) 市内の事業者若しくは市内の事業者に自動車を貸与する自動車リース事業者が、新車のハイブリッド自動車（貨物の運送の用に供するもの及びバスで、車両総重量3.5トン超のものに限る。）を主に川崎市内で走行する目的として導入する事業
- (3) 市内の事業者若しくは市内の事業者に自動車を貸与する自動車リース事業者が、使用過程にあるディーゼル車を改造した天然ガス自動車（貨物の運送の用に供するもの及びバスに限る。）を主に川崎市内で走行する目的として導入する事業

(交付上限額)

第5条 この助成金の交付上限額は、別表1のとおりとする。

2 交付上限額は、市長が必要と認める時に見直しをするものとする。

(申請の期日等)

第6条 規則第3条第1項の申請をする者は、交付申請書(第1号様式)にその他市長が必要と認める書類を添付のうえ、市長が別に定める期日までに申請書を提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、助成金の申請を受けた場合においては、その内容を審査し助成の可否を決定し、交付決定通知書(第2号様式)又は不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(中止の承認申請)

第8条 交付決定者は、助成の対象とする低公害車の導入を取り止めるとき、事業中止(廃止)承認書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 交付決定者は、助成事業等が完了したときは、実績報告書(第5号様式)にその他市長が必要と認める書類を添付のうえ、市長が定める期日までに報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 市長は、第9条の実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し助成額を確定し、額確定通知書(第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第17条第2号の規定により市長が定める財産は、助成の対象とする低公害車とし、同条ただし書きの規定により市長が定める期間については、別表2のとおりとする。

- 2 交付を受けた者は、前項に規定する期間内において、当該対象低公害車を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し承認の可否を決定し、処分承認・不承認通知書(第8号様式)により、交付を受けた者に通知するものとする。

(助成金の交付における暴力団排除等)

第12条 交付対象者及び交付対象の低公害車の貸与を受ける者について、代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるものは、交付の対象としない。

(警察本部への照会等)

第13条 市長は、必要に応じ交付対象者及び交付対象の低公害車の貸与を受ける者が、第12条の規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付の決定を受けた者又は交付対象の低公害車の貸与を受ける者が、第12条の規定に該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第9号様式）により、交付を受けた者に通知するものとする。

（その他）

第15条 特別の事情により、この要綱で定める算定方法等によることができない場合には、あらかじめ市長の指示を受けるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
（川崎市クリーン軽油導入事業費助成金交付要綱等の廃止）
- 2 川崎市クリーン軽油導入事業費助成金交付要綱及び川崎市環境改善に係る施設等整備助成事業助成金交付要綱は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成18年4月4日から施行し、この要綱による改正後の規定は同月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年7月20日から施行し、平成30年度の予算に係る助成金から適用する。
- 2 当該年度の4月1日から、当該年度の9月20日までの間にあっては、助成金の交付決定通知前に、助成対象車両の初度登録をすることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る助成金から適用する。
- 2 各年度の4月1日から7月31日までの間にあっては、当該年度助成金の交付決定通知前に、助成対象車両の初度登録をすることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年度の予算に係る助成金から適用する。
- 2 各年度の4月1日から7月31日までの間にあつては、当該年度助成金の交付決定通知前に、助成対象車両の初度登録をすることができる。

別表 1

1 区分	2 事業区分	3 車両区分	4 最大積載量区分	5 交付上限額
低公害車導入 事業	第 4 条第 1 号の事業 (天然ガス自動車)	貨物運送用 自動車	最大積載量 4 トン未満	200 千円
			最大積載量 4 トン以上	400 千円
		バス	—	400 千円
	第 4 条第 2 号の事業 (ハイブリッド自動車)	貨物運送用 自動車	最大積載量 4 トン未満	200 千円
			最大積載量 4 トン以上	400 千円
		バス	—	400 千円
第 4 条第 3 号の事業 (天然ガス自動車への改造)				300 千円

別表 2

車 種	区 分	年数	
軽自動車	運送事業用車両、貸自動車業用車両、特殊自動車	3 年	
	自家用車両 (総排気量 0.66 リットル以下に相当するもの)	4 年	
貨物車 (軽自動車を除く)	運送事業用車両 貸自動車業用車両 特殊自動車	積載量 2 トン超のもの	4 年
		積載量 2 トン以下のもの	3 年
	自家用車両	ダンプ式	4 年
		ダンプ式以外	5 年
乗合自動車	運送事業用車両、貸自動車業用車両、特殊自動車	5 年	
	自家用車両 (総排気量 0.66 リットル超に相当するもの)	6 年	